

《住宅改修》

介護保険制度による住宅改修費の支給は、要介護・要支援認定を受けた方が、できるだけ自宅で自立した生活続けるために、比較的小規模な改修工事（手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらないもの）に対して行われます。

ご本人、介護者にとって効果的でかつ適正な改修が行われるよう、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案しながら、しっかりとした住宅改修計画を立ててください。

改修前に、必ずケアマネジャーにご相談ください。

住宅改修施工業者は、「住宅改修が必要な理由書」に沿った改修工事を行ってください。

支給を受けるためには、工事着工前と完了後にそれぞれ必要な書類を各務原市に提出する必要があります。

※すでに着工または完了している工事等は支給対象となりません。

- 1 住宅改修費の支給要件
- 2 支給限度基準額
- 3 支払方法
- 4 手続きの流れ
- 5 支給対象となる住宅改修の種類
- 6 その他留意事項

※ 申請書等の記入については、「介護保険制度住宅改修申請における注意点」をご確認ください。

問合せ先 各務原市役所 高齢介護課
TEL (058) 383-1778 (介護保険係直通)

1 住宅改修費の支給要件

- (1) 要支援・要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。

認定申請中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、認定結果が出た後に支給されます。なお、認定結果が非該当の場合、住宅改修費は支給されません。

- (2) 被保険者が現に居住する住宅（住民登録している住所）について行われた改修で、かつ被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して現在必要な改修と認められる場合。

- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊・**短期入所生活介護（ショートステイ）長期利用中**は不可）。

退院（退所）が決まっていれば、入院（入所）中に事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は退院（退所）後に支給されます。なお、退院（退所）されない場合、住宅改修費は支給されません。

※短期入所生活介護（ショートステイ）を長期利用している場合、在宅とは考えられないため住宅改修費の支給対象となりません。ただし、家族の入院により介護者不在となる等、一時的に短期入所生活介護（ショートステイ）を利用する必要があり同一期間内に住宅改修を行う必要がある場合は、入院・入所・外泊等と同様の扱いとします。

- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であること（詳細は後述）。

住宅の新築や増改築（新たに居室を設ける等）は、住宅改修費の支給対象となりません。

2 支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額は20万円です。20万円までの範囲内で実際にかかった工事費用の1割～3割が利用者負担となります。負担割合は所得によって決まります。

支給限度基準額の範囲内であれば、工事を数回に分けて利用することは可能です。また、介護状態区分が著しく重くなった場合（3段階以上）や、転居して改修を行う場合には、再度、支給が認められる場合があります。

3 支払方法

支払い方法には、償還払い方式と受領委任払い方式があります。

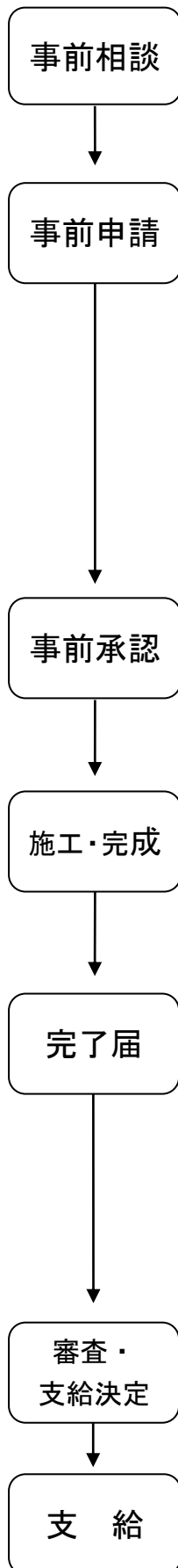
- (1) 償還払い方式

利用者（被保険者）がいったん全額を施工業者に支払い、後日、給付対象部分の9割～7割が利用者に給付されます。

- (2) 受領委任払い方式

利用者は自己負担分（1割～3割）の金額のみ施工業者に支払い、保険給付分は市から業者に直接支給されます。ただし、各務原市に受領委任払いの事業者登録をしている業者のみに限られます。

4 手続きの流れ



要支援・要介護認定を受けた方が住宅改修をしようとするときは、事前に居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に、「改修が必要か」「給付の対象か」を相談します。

各務原市に住宅改修費支給申請をします。

（必要な書類）

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・ 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）
- ・ 工事費内訳書（明細が確認できれば見積書でも可）
- ・ 図面（平面図等）
- ・ 改修前の写真（撮影日入り）
- ・ 受領委任払い等、受領が被保険者本人と異なる場合は委任状（申請書に記載欄有）

各務原市で書類を確認し、承認をおこないます。承認した場合は、申請書に受付印を押し、その写しを渡します。

内容に疑義がある場合は、承認に日にちがかかる場合があります。

承認を受けた後、着工します。

ただし、事前申請内容と異なる事案（工事内容の変更や利用者の入院等）が起きた場合は、工事を中止し、速やかに各務原市に報告してください。支給ができなくなる場合があります。

工事完了後、各務原市に完了届を提出します。

（必要な書類）

- ・ 住宅改修完了届
- ・ 領収証の原本（確認し写しをとった後返却します）
- ・ 工事費内訳書（明細が確認できれば請求書でも可）
- ・ 改修前と改修後の写真（両方とも各撮影日入り）
- ・ 住宅の所有者が被保険者と異なる場合は住宅改修の承諾書

完了届等の審査を行い、支給の決定をします。必要に応じ、工事施工状況の現地確認調査を行うこともあります。

決定通知書を送付します。支給日は完了届受付日の翌月末の予定です。

5 支給対象となる住宅改修の種類

対象となる住宅改修は以下のとおりですが、利用者本人の自立支援に必要な改修であることが認められなければ、支給はできません。また、現在必要である改修のみが対象ですので、将来を見越した改修は認められません。

(厚生省告示第95号・法第45条第1項)

1 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

※ 貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

※ 貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

※ 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、引き戸等の新設（扉の取替えと比較し費用が低廉に抑えられる場合）、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。

※ 購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

※ 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみは含まれない。

※ 非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事

③ 床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

6 その他留意事項

(1) 工事内容に変更がある場合

工事中、事前申請の内容に変更が生じることになった場合は、すみやかに工事を中断し、各務原市にお知らせください。些細な変更であっても無断で改修内容の変更を行うことは認められません。たとえ被保険者や家族の希望であっても、安易な変更は保険給付の対象外となる可能性がありますので、理由書作成者と相談のうえ、各務原市にご連絡ください。

(2) 新築または増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増改築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合等は、「手すりの取り付け」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

(4) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。例えば被保険者が2人いる場合において、各自の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室にかかる住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の居室について床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが、支給申請を行なうことになります。

(5) 被保険者が工事中に入院、死亡又は一カ月を超える短期入所生活介護（ショートステイ）の利用を開始された場合

被保険者が工事中に入院、死亡又は一カ月を超える短期入所生活介護（ショートステイ）の利用を開始された場合は、工事を中断したうえで、すみやかに各務原市にお知らせください。